

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	玄海町 固定資産税システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玄海町は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

玄海町町長

公表日

令和6年12月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税関係業務
②事務の概要	地方税法、その他の地方税法に関する法律及び玄海町税条例に基づき、毎年1月1日現在において町内に土地・家屋・償却資産を有する義務者に対し固定資産税の賦課事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する、 1. 固定資産税の賦課に関する事務 2. 固定資産税の減免に関する事務 3. 固定資産税に関する各種証明書等の発行事務 4. 宛名及び口座情報管理事務 5. 法律に基づく調査回答事務
③システムの名称	固定資産税システム、統合宛名システム、中間サーバー、eLTAX、共通納税IFS
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 固定資産税賦課情報ファイル 2. 固定資産税土地情報ファイル 3. 固定資産税家屋情報ファイル 4. 固定資産税償却資産情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 第二十四項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 情報提供なし (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第二条の表 四十八項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 TEL:0955-52-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	住民課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 TEL:0955-52-2157
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性を確認している。申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会をしている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務担当者が担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。アクセス制限手順については、所属長及びシステム部門が許可した後、システム部門で設定を行うフローを確立している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、上記と同様と対策をとっており担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連部署 5. 評価実施期間における担	税務課長 青木 敏治	税務課長 井上 新吾	事前	
平成28年4月1日	I 関連部署 特定個人ファイルを扱う事務	固定資産評価システム、統合宛名システム、中間サーバー、eLTAX	固定資産税システム、統合宛名システム、中間サーバー、eLTAX	事前	
平成28年4月1日	I 関連部署 4. 情報提供ネットワークによ	番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	(情報提供の根拠) ー(情報提供ネットワークシステムによる情報	事前	
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	税務課長 井上 新吾	税務課長 中山 昇洋	事前	
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事前	
平成29年10月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計	平成29年3月31日時点	平成29年10月1日時点	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	税務課長 中山 昇洋	税務課長	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計	平成29年10月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年1月31日	I 5. 評価実施機関における担当部署	①部署 税務課 ②所属長の役職名 税務課長	①部署 住民課 ②所属長の役職名 住民課長	事後	
令和2年1月31日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	税務課	住民課	事後	
令和2年8月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計	平成31年4月1日時点	令和2年8月31日時点	事後	
令和2年8月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	・番号法第19条第7号 別表第二 27の項	・番号法第19条第7号 別表第二 27の項、28の項	事後	
令和2年8月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二主務省	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二主務省	事後	
令和3年10月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号法 第9条(利用範囲) (情報提供の根拠)	・番号法第9条第1項 別表第一 第16項 (情報提供の根拠)	事後	
令和3年10月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	ー(情報提供ネットワークシステムによる情報	情報提供なし	事後	
令和3年10月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計	令和2年8月31日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年10月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	(情報提供の根拠) 情報提供なし	(情報提供の根拠) 情報提供なし	事後	
令和4年8月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計	令和3年10月1日時点	令和4年8月31日時点	事後	
令和4年12月22日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二 27の項	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二 27の項	事前	
令和5年8月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	固定資産税システム、統合宛名システム、中間サーバー、eLTAX	固定資産税システム、統合宛名システム、中間サーバー、eLTAX、共通納税IFS	事後	
令和5年8月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計	令和4年8月31日時点	令和5年7月1日時点	事後	
令和6年10月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第一 第16項	・番号法第9条第1項 別表 第二十四号	事前	
令和6年10月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	(情報提供の根拠) 情報提供なし	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の	事前	
令和6年10月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計	令和5年8月31日時点	令和6年10月31日時点	事後	
令和6年10月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の	(情報提供の根拠) 情報提供なし	事後	
令和6年10月31日	8. 手を介在させる作業 判断の根拠	【新様式による追記】	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を業務担当者が担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施して	事後	
令和6年10月31日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策	【新様式による追記】		事後	
令和6年11月16日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表 第二十四号	番号法第9条第1項 別表 第二十四項	事後	